

## 世界銀行「Law, Justice and Development Week 2017」に参加しました

2017年11月6日から同月10日まで、アメリカ合衆国のワシントンD.C.において、世界銀行（World Bank Group）が主催するシンポジウム「Law, Justice and Development Week 2017」が開催され、当部から、福岡文恵教官及び大西宏道教官が出席しました。

同シンポジウムは、世界銀行が、開発における法的側面に関わる170を超えるパートナーの国際的な情報交換のプラットフォームであるGlobal Forum on Law, Justice and Development（GFLJD）と連携して、法及び司法を扱う開発に関する専門家のコミュニティに呼びかけ、年1回開催しているシンポジウムであり、当部は2013年から同シンポジウムに参加しています。今回は、68のセッションに185のスピーカーが参加し、約1,200の参加者が集まりました。

同シンポジウムの今年のメインテーマは、Gender, law and Developmentであり、当部の活動と関連するセッションを傍聴することにより、法と開発におけるジェンダー問題に対する各国、各国際機関及び各専門家の取組、意見等につき、知見を得ることができました。



【セッションの様子】

同シンポジウムにおいて、8日、当部は、名古屋大学及び独立行政法人国際協力機構（JICA）と共同で、名古屋大学の伊藤弘子准教授をモデレータ、JICAの竹内麻衣子主任調査役及び田中由美子シニア・ジェンダー・アドバイザー並びに当部の大西教官をスピーカーとして、独自のセッションを実施しました。

当セッションの表題は、「近代的制度開発と伝統的価値観の調和：財産権と紛争解決におけるジェンダー平等の促進 - アジアとアフリカにおける日本の国際協力プロジェクトからの教訓」であり、東ティモール、ネパール及びタンザニアを題材として、法と開発におけるジェンダーの関係及び実態について、近代化を推進する法律と伝統との調和を保ちながら法制度の近代化を図ることの重要性等に関する実例を挙げながら発表を行いました。当

部は、東ティモールに対する調停法に関する法整備支援において、女性の参画という観点からは問題がある伝統的な村落調停が地方においては現在もなお重要視されている中、新たな調停法の整備を支援するに当たって、どのような考慮をしながら活動を進めているかについて、発表を行いました。同セッションには、様々な国及び機関から聴講者が集まり、支援対象国との対話を重視する我が国の法整備支援の特徴について紹介することができました。



【名古屋大学，JICA及び当部のメンバー】